

第4回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会 会議録

1 開催日 令和4年7月22日（金） 10時00分～10時35分

2 場 所 堺市消防局 6階 講堂

3 出席者

会長	堺市消防局長	新開 実
副会長	和泉市消防長	藤原 啓司
委員	堺市消防局総務部長	中原 訓史
	堺市消防局警防部長	阪下 晴彦
	堺市消防局総務部参事	中野 真志
	和泉市消防本部理事	岡田 辰雄
	和泉市消防本部次長	河合 満
	和泉消防署警防課長	河井 正幸（代理出席）
オブザーバー	大阪府危機管理室消防保安課長	石川 雄一
その他	堺市消防局職員	9名（事務局3名含む）
	和泉市消防本部職員	2名
	大阪府職員	2名
	一般傍聴者	0名

4 開会

【事務局：太田課長補佐】

只今から、第4回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を開会いたします。

皆様におかれましては、公務何かとお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます事務局の堺市消防局総務部総務課の太田と申します。よろしくお願ひいたします。

失礼ですが、着座にて説明いたします。

5 会長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

それでは、まず初めに、当協議会 会長であります新開消防局長よりご挨拶をいただきます。

新開局長、宜しくお願ひします。

【会長：新開消防局長】

本日は、第4回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会の開催にあたり、藤原消防長をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。

また、オブザーバーとして大阪府の危機管理室 消防保安課 石川課長様にもご出席いただき、感謝申し上げます。

本協議会については、昨年の 10 月に堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書を策定するために、設立され、今回の第 4 回協議会において、両市で 6 月 14 日から 7 月 13 日の間

で行われましたパブリックコメントの結果を受けまして、実施計画書(案)についてご審議していただき実施計画書を策定する予定としています。

なお、実施計画書の策定完了により、本協議会は、解散することになりますが、本日は、両市民の安全・安心に繋がる有意義な議論となるよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

6 副会長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

当協議会 副会長であります藤原消防長様よりご挨拶をいただきます。

【副会長：藤原消防長】

只今、ご紹介頂きました副会長の藤原でございます。

12月に開催しました第3回協議会に引き続き、新開消防局長をはじめとする堺市消防局職員の皆様方には本協議会に至るまでの準備、幹事会による調整を進めていただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、大阪府危機管理室消防保安課の石川課長様、公務ご多忙の中にも係りもせずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日第4回目となり予定では最終の協議会の開催となります、皆さま方のご尽力により順調に進んでいることを実感しております。

最後に、堺市・和泉市の両市民がより一層の安全で安心して暮らせるまちの構築のため、慎重なるご審議にお力添えを賜りますようお願い申し上げ開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

7 委員等紹介

【事務局：太田課長補佐】

続きまして、4月の人事異動に伴い各市の委員の皆様にご変更がございましたので、改めまして各委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の堺市消防局長 新開 実 様ございます。

副会長の和泉市消防長 藤原 啓司 様でございます。

続きまして、和泉市側の委員の皆様をご紹介いたします。

和泉市消防本部 理事 岡田 辰雄 様でございます。

和泉市消防本部 次長 河合 満 様でございます。

和泉消防署長 遠山 栄尚 様の代理出席となります

和泉消防署 警防課長 河井 正幸 様でございます。

続きまして、堺市側の委員の皆様をご紹介いたします。

堺市消防局 総務部長 中原 訓史 様でございます。

堺市消防局 警防部長 阪下 晴彦 様でございます。

堺市消防局 総務部 参事 中野 真志 様でございます。

以上の委員の皆様で構成されております。

また、オブザーバーとして本日は、大阪府危機管理室消防保安 課長 石川 雄一 様にご出席いただいております。

8 大阪府危機管理室消防保安課長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

続きまして、大阪府危機管理室消防保安課長 石川様にご挨拶いたします。

【大阪府消防保安課：石川課長】

本日は、第4回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会にお呼びいただきましてありがとうございます。

昨年度に始まりました本協議会もいよいよ本日が最終の予定と伺っております。これまで協議を進めてこられました両市の皆様に改めて敬意を表します。

我々大阪府としましても引き続き、府内の消防力の維持・強化に向け、皆様方の取組みを支援していきたいと考えますので、今後とも宜しくお願いします。

簡単ではありませが、挨拶とさせていただきます。

本日は、宜しくお願ひいたします。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

9 資料確認

【事務局：太田課長補佐】

続きまして、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

～資料確認～

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本協議会規約第7条の規定に基づき、新開消防局長に議長をお務めいただき、議事進行をお願いしたいと存じます。

なお、会議における質問等、ご発言されるときは挙手をお願いいたします。

係員がマイクをお持ちしますので、マイクを持ってご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、新開局長、よろしくお願ひいたします。

10 議事：協議事項2件

【会長：新開消防局長】

それでは、次第4の協議事項に入ります。

協議第1号について事務局より説明をお願いします。

【事務局：下垣主査】

協議内容の詳細につきまして、事務局よりご説明いたします。

私、堺市消防局総務部総務課の下垣と申します。よろしくお願ひいたします。

以降の説明は、着座にて失礼いたします。

お手元の資料、協議第1号をご覧ください。

堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）について令和4年6月13日から令和4年7月14日までの約1か月間、両市にて意見募集（パブリックコメント）を実施しましたのでその結果を報告させていただきます。

堺市にて行われました意見募集（パブリックコメント）については、意見提出がございませんでした。

次に和泉市で行われました意見募集（パブリックコメント）については1の方から2件の意見提出がございましたのでご説明させていただきます。資料協議第1号をお願いします。

1件目、実施計画書4ページ2連携・協力実施後の消防についての基本方針で消防指令業務の連携・協力により災害情報の一元管理についてご意見をいただいています。

災害情報には、支援情報（気象情報、出場隊、道路交通、水利、建物、危険物の保有などのデータ上での各情報）も含まれると解してよろしいですか。

また、支援情報は出場隊に迅速に提供することで、活動方針や安全管理に生かされることから重要な情報です。支援情報は堺市の指令後に一元管理されたなかで、堺市が情報提供を行うのですか。和泉市が行うのですか。というご意見をいただき、市の考え方としまして、ご意見のとおり、災害情報には、支援情報を含んでいます。なお、堺市消防局消防指令センターにて災害情報を一元管理するため、支援情報を含む災害情報は、堺市消防局消防指令センターから和泉市消防本部の出場隊に情報提供を行う旨、回答する予定としています。

2件目のご意見は、実施計画書8ページ(2)出場体制についてご意見をいただいています。

原則、各市域内の直近隊編成運用とありますが、市域境界線付近に位置する災害では堺市、高石市、和泉市にある直近の消防署が出場することが、市民ニーズに応えられるものと考えます。また、市域内の複数災害により、応援協定に基づく出場が考えられますが、応援要請側の消防長の要請により、応援出場が受託されるものと解します。この計画書（案）での解釈をお伺い致しますとのご意見をいただきました。

市の考え方としまして、実施計画書（案）P.11 第4部 今後の調整事項に記載しているとおり、消防指令業務の連携・協力をすることによるメリットを最大限に生かし、市民サービスの向上を図るため、市域境界線付近の災害への出場、応援要請の方法も含め引き続き両市で検討・調整を行い、必要に応じ現在の消防相互応援協定を見直すなど、応援体制を強化し、両市の災害対応の体制強化を図っていく旨、回答する予定としています。

なお、今回提出いただいた2件の意見を精査したところ、当該計画（案）及び概要版（案）を変更する箇所はありませんでしたので当該（案）をもって実施計画書及びその概要版とすることについて、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第1号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

【和泉市：河井委員】

先ほど、パブリックコメントのご意見で和泉市民の方から、市域境界線付近に位置する災害では堺市、和泉市にある直近の消防車が出場することなど、第2回協議会におきまして、織田幹事長からご発言がありました情報の一元管理に伴う相互応援体制の強化の検討について、両市の関係課により協議をしているとの報告がありましたが、方向性等が決まっていれば教えて

いただけないでしょうか？

【事務局：太田課長補佐】

情報の一元化に伴う相互応援体制の強化の検討を両市の関係課により令和3年12月21日から協議を開始し、「両市の救命救急事案に限り事案発生地点に対して市域を超えて直近の救急隊が出場する」方向性でまとまりました。

この応援体制の強化により、救命救急事案への救急隊の現場到着時間の短縮が見込まれ両市の市民サービスの向上に繋がるものと考えています。

引き続き、運用面の詳細など両市民にとって最大限の効果が得られる様、検討を行っていく予定としています。

【和泉市：河井委員】

「両市の救命救急事案に限り、事案発生地点に対して市域を超えて直近の救急隊が出場する」とご説明がありましたが、迅速な出場指令を行うため、どの様なシステム改修を行う予定ですか。

【堺市：阪下委員】

両市の市民サービスの向上のため、119番通報の覚知から現場到着までの時間の短縮を目的とし、迅速な出場指令を行えるようシステム改修を行う予定としています。

通常の救急事案に関しましては、各市の直近隊が出場することが原則であり、市域を越えての出場はありませんが、緊急救度の高い救命救急事案に限り、市域を超えて直近の救急隊が出場可能となるシステム改修を現在検討しています。

【和泉市：岡田委員】

システム改修について1点ご質問させていただきます。

消防指令業務を連携・協力するにあたり堺市既存の消防行政統合システムを一部改修する予定だと思いますが、基本的には、現在の堺市と同様のスペックで消防指令業務を行える様にシステム改修を行う認識でよろしいのでしょうか？

【堺市：阪下委員】

そのとおりです。堺市が和泉市の消防指令業務を受託し、本市消防指令センターにおいて業務を行うことから、本市と同じ水準での消防指令業務を行うよう基本的には、同様のスペックでシステム改修を行います。

【会長：新開消防局長】

それでは、他にご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

【会長：新開消防局長】

次に、協議第2号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：下垣主査】

お手元の資料、協議第2号をご覧ください。

堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約（案）について、ご説明させていただきます。

第1条、和泉市から堺市に委託する消防指令業務に関する事務の委託範囲については、(1) 災害通報の受付 (2) 災害発生地点及び災害種別の決定 (3) 消防隊等の編成、出動指令並びに災害情報及び災害活動に必要な情報収集及び伝達 (4) 消防行政統合システムの整備、保守管理

等（5）前各号に掲げる事務に付随するものとなります。

次に管理及び執行の方法について、第2条第1項において、堺市の条例、規則その他の規程に定めることとし、第2項において、両市は定期的に協議を行う旨を規定しています。

次に経費負担について、第3条第1項において、事務委託の管理及び執行に要する経費（委託費）は和泉市の負担とする旨を規定し、第2項において、和泉市が負担する額その他委託費に関して必要な事項は両市が協議して定めることまた、第3項において、各年度における堺市の決算の結果、和泉市の納付した額に過不足が生じた時は、両市が協議の上、委託費の調整する旨を規定しています。

次に経理について、第4条において、堺市は委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない旨、規定しています。

次に決算の措置について、第5条において、堺市は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を和泉市に通知しなければならない旨、規定しています。

次に条例等の制定または改廃について、第6条において、堺市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市にその旨を通知しなければならない、また、第2項において、堺市は、条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに和泉市にその旨を通知しなければならない、第3項において、和泉市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない旨、規定しています。

次に施設等の使用の承諾について、第7条において、和泉市は、事務委託の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で堺市に貸与する旨、規定しています。

最後に協議について、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定めることと第8条に規定します。

以上が、調整第2号 堀市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約（案）についての説明となります。

ご審議よろしくお願いします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

【会長：新開消防局長】

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

11 その他

【会長：新開消防局長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、皆さまから何かご意見等ございましたら、この場でご発言ください。

【和泉市：岡田委員】

運用開始時、消防行政統合システムの切り替えについて、大阪狭山市の際にはどのような方

法で行ったのでしょうか。

【堺市：中野委員】

大阪狭山市の場合は、委託開始前に一ヶ月間の仮運用期間を設けました。

事務委託開始一ヶ月前にシステム及び 119 番回線の切替え本運用に向けた試験を行うことにより、委託開始と同時に堺市と同水準での運用を実施することができました。

【和泉市：岡田委員】

仮運用期間中にシステム障害が発生した場合どのような対応になるのでしょうか。

【堺市：阪下委員】

軽微な障害であれば調整しながら運用する予定でおりますが、大規模な障害が発生すればその障害が解消するまでの間、一旦和泉市の既存システムに切り戻して運用することも考えられます。そのため、仮運用期間中は和泉市の現行システムを維持し、切替え後の運用に問題がないことを確認した後、本運用が開始されてから既存システムを撤去する流れにしたいと考えています。

【和泉市：河合委員】

消防指令業務の事務委託後に障害等が発生した場合どのような保守体制での対応になるのでしょうか。

現在、当市では指令台のシステム障害が発生すれば、委託業者に連絡後、電話での対応であり、それでも改善しない場合は業者の派遣依頼となります。

【堺市：阪下委員】

本市では、障害発生時であっても消防指令業務に影響を出さない又は最小限に抑えるための保守契約をシステム構築の委託業者と締結しています。

具体的な保守体制としましては、平日の昼間は委託業者が堺市消防局庁舎に常駐し、障害発生時に即座に対応する体制をとっています。また、休日夜間に障害が発生した場合は、消防指令センターからシステム構築の委託業者のコールセンターに連絡し、業者が速やかに現場に向かい対応する体制をとっています。

【会長：新開消防局長】

ありがとうございます。それでは、その他事務局から何かございますか。

【事務局：太田課長補佐】

特にありません。

【会長：新開消防局長】

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

最後になりますが、昨年10月に本協議会を立ち上げてから約9ヶ月、委員の皆様には消防内部だけでなく市長部局や議会への調整など、多方面にわたりご尽力いただいたものと思います。本協議会は本日をもちまして終了となります、引き続きシステム改修や指令業務などの調整や検討が必要であるものと聞き及んでおります。

令和6年12月にスムーズに運用を開始できるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げまして閉会の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返します。

12 閉会

【事務局：太田課長補佐】

それでは、これをもちまして、第4回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。